

## 電事連会長 定例会見要旨

(2023年5月19日)

電事連会長の池辺です。よろしくお願ひいたします。本日、私からは1点目として、行為規制や独占禁止法の遵守に向けた取り組みの進捗状況、2点目として、GX推進法の成立、3点目として、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針改定の閣議決定、4点目として、使用済MOX燃料の再処理実証研究について申し上げ、その後、続けて当番会見として、九州電力社長の立場でお話させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

<行為規制や独占禁止法の遵守に向けた取り組みの進捗状況について>

はじめに、「行為規制や独占禁止法の遵守に向けた取り組みの進捗状況」について申し上げます。

電事連では、3月に「コンプライアンス推進本部」を立ち上げ、4月下旬には、行為規制等遵守に向けた電事連の取り組みを各社に共有する説明会を開催しました。今後、各社の取り組み内容の把握、個別の確認結果を踏まえた更なる深掘りを進めてまいります。

また、独占禁止法の遵守については、先月立ち上げた弁護士による専門チームにおいて、対象会社に対してヒアリングの趣旨や進め方について連絡するなど準備を進めており、来週にもヒアリングを開始することとしております。その結果を踏まえ、アンケートについても、対象など具体的な内容を検討したうえで、速やかに実施することとしており、進捗については改めてご説明いたします。

行為規制や独占禁止法の遵守はいずれも、小売電気事業者間の公正な競争を行う大前提であると考えており、まずは、公正取引委員会からの申入れも踏まえ、こうした調査を確実に実施するとともに、再発防止に取り組んでまいります。並行して、電力の安定供給や2050年カーボンニュートラルの実現に取り組んでいく事業者団体として、競争条件の公平性・透明性の確保を前提とした業務運営を徹底するために何ができるか、引き続き検討してまいります。

## <GX 推進法の成立について>

続いて、「GX 推進法の成立」について申し上げます。

GX 推進戦略の策定と実行、GX 経済移行債の発行、成長志向型カーボンプライシングの導入などを盛り込んだ GX 推進法が、5 月 12 日に成立いたしました。世界規模で GX 実現に向けた投資競争が加速する中で、2050 年カーボンニュートラルと、産業競争力強化、経済成長の同時実現に向けた大変重要な法律が成立したものと受け止めております。

GX 経済移行債については、2023 年度以降の 10 年間で 20 兆円規模を発行するとされておりますが、私どもとしては、その使途として、新技術の研究開発等の事業リスクが高い分野への資金支援に加え、産業競争力強化・経済成長の基礎となる安定かつ低廉なエネルギー供給構造の構築と、着実な CO2 削減の両立に資する足元の取り組みの促進が重要であると考えております。具体的には、脱炭素電源である再エネや革新炉、水素・アンモニア、CCS などに係る研究開発や導入のほか、大気熱という再生可能エネルギーを利用したヒートポンプの導入などが投資先として考えられ、官民投資の呼び水となるよう必要な支援をいただきたいと考えております。

また、成長志向型カーボンプライシングについては、化石燃料賦課金と排出量取引制度における発電事業者への有償オークションが導入されることとなりましたが、今後の具体的な制度設計において、エネルギー種別や適用される制度に関わらず、公平な負担とすることや、既存制度との重複の解消、社会全体の行動変容を促す方策などを検討し、国民・経済界の理解を醸成していく必要があります。特に「2050 年カーボンニュートラルの実現」には「電化の推進」が不可欠であることを踏まえ、発電事業に対するプライシングの在り方をしっかりと議論することが必要だと考えております。

今後は国において、これらの点も踏まえながら具体的に制度設計を進めていただくものと承知しておりますが、私ども電気事業者も、GX を実現していく立場とし

て協力するとともに、しっかりと役割を果たしてまいります。

<特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針改定の閣議決定について>

続いて、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針改定の閣議決定」について申し上げます。

4月28日、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定が閣議決定されました。最終処分については、エネルギー政策を推進していく上での最重要課題の一つであり、その実現に向け、国がこれまで以上に前面に立ち、政府の責任のもとで取り組みを進めていくことは、大変意義深いものと考えております。

この方針改定等を踏まえ、事業者としても体制を整備し、国・NUMO・電力の合同チームでの自治体訪問等、より連携を強化しつつ、文献調査の実施地域の拡大に最大限取り組んでまいります。

また、同日、原子力関係閣僚会議において「今後の原子力政策の方向性と行動指針」が決定されました。運転期間の延長など既設原子力発電所の最大限の活用、次世代革新炉の開発や建設、再処理・廃炉・最終処分のプロセス加速化などに取り組むことが示されました。一方で、その大前提として、福島第一事故の反省を片時も忘れてはならず、事業者自らが継続的な安全性向上に向けて安全マネジメントの改革を進めていくことが、改めて明記されております

私ども原子力事業者は、安全性の確保を大前提に、GX実現に向けて、最終処分を含めたバックエンドの確立について、引き続き取り組むとともに、中長期的に原子力発電が社会に貢献し続けることができるよう取り組んでまいります。

<使用済 MOX 燃料の再処理実証研究について>

続いて、「使用済 MOX 燃料の再処理実証研究」について申し上げます。お手元の[資料 1](#)をご覧ください。

原子力事業者 11 社は、本日、フランスのオラノ社において、使用済 MOX 燃料に関する再処理実証研究の実施に向けた取り組みを進めていくことを決定いたし

ました。

原子力発電を利用していくためには、原子燃料サイクルの方針に基づいて、使用済燃料を安全かつ確実に処理・処分することが極めて重要な課題です。また、使用済 MOX 燃料については、プルサーマルを実施している国内の原子力発電所において取り出しが行われており、その再処理技術について、早期に確立することが必要です。

使用済 MOX 燃料の再処理は、国内外で実績があり、技術的に可能ですが、実用化に至るまでには、その特性を踏まえた再処理プロセスの技術確立が必要です。このため、第 6 次エネルギー基本計画において、2030 年代後半の技術確立を目途に研究開発に取り組むこととされており、国において基盤研究が実施されています。また、先ほど申し上げた「今後の原子力政策の方向性と行動指針」においても、この技術の早期確立に向けた研究開発の加速、とりわけ、官民連携による国際協力の推進等が示されました。さらに、5 月 3 日には、日本の西村経済産業大臣とフランスのパニエ＝リュナシェ エネルギー移行大臣との間で、使用済 MOX 燃料の再処理について技術協力が合意されました。こうした状況を踏まえ、私どもは使用済 MOX 燃料を商業用プラントで再処理した実績を有するフランスのオラノ社と再処理実証研究の実施に向けた取り組みを進めることとしたものです。

今回の研究により、再処理設備への影響等、使用済 MOX 燃料の再処理の実用化に向けて必要な技術的知見を得るとともに、国内の原子力発電所で使用している MOX 燃料が、商業用プラントで再処理可能であることを実証するなど、将来の日本の再処理技術確立に大きく寄与しうるものと考えております。実施体制については、日本原燃、日本原子力研究開発機構、使用済燃料再処理機構およびオラノ社と連携して研究を進めることを検討しており、詳細については、決まり次第お知らせいたします。

我が国のエネルギー自給率向上、電力の安定供給確保、カーボンニュートラルの実現に不可欠である中長期的な原子力の活用に向け、私どもとしても、引き続き、

原子燃料サイクルの確立に取り組んでまいります。

<電事連役員人事について>

最後に電事連役員人事について申し上げます。

お手許の資料 2 に記載のとおり、非常勤の副会長と常勤の専務理事の退任に伴い、本日の総合政策委員会において、後任の人事が決定いたしましたので、ご報告いたします。

電事連会長として、本日、私からは以上です。

以 上

2023年5月19日  
電気事業連合会

## 使用済 MOX 燃料の再処理実証研究について

電力9社（除く沖縄電力）と日本原子力発電、電源開発の電力11社（以下、「原子力事業者」とする。）は、本日、使用済 MOX 燃料の再処理技術の早期確立を目指し、仏国にて、使用済 MOX 燃料に関する再処理実証研究の実施に向けた取り組みを進めることとしましたので、お知らせします。

原子力発電を利用していくためには、原子燃料サイクルの方針に基づいて、使用済燃料を安全かつ確実に処理・処分することが極めて重要な課題です。また、使用済 MOX 燃料については、プルサーマルを実施している国内の原子力発電所において取り出しが行われており、使用済 MOX 燃料の再処理技術について、早期に確立することが必要です。

使用済 MOX 燃料の再処理は、国内外で実績があり、技術的に可能ですが、実用化に至るまでには、その特性を踏まえた再処理プロセスの技術確立が必要です。

このため、第6次エネルギー基本計画において、2030年代後半の技術確立を目途に研究開発に取り組むこととされており、国において基盤研究が実施されています。

これに加え、4月28日に決定された「今後の原子力政策の方向性と行動指針」においても、使用済 MOX 燃料の再処理技術の早期確立に向けた研究開発の加速、とりわけ、官民連携による国際協力の推進等が示されました。

5月3日には、西村経済産業大臣と仏国のパニエ＝リュナシェ・エネルギー移行大臣との間で、使用済 MOX 燃料の再処理について技術協力が合意されました。

こうした状況を踏まえ、原子力事業者は、使用済 MOX 燃料を商業用プラントで再処理した実績を有するオラノ社と再処理実証研究の実施に向けた取り組みを進めることとしました。本研究により、使用済 MOX 燃料の性状や再処理設備への影響等、使用済 MOX 燃料の再処理の実用化に向けて必要な技術的知見を得るとともに、国内の原子力発電所で使用している MOX 燃料が商業用プラントで再処理可能であることを実証するなど、原子力事業者として、将来の日本の再処理技術確立に大きく寄与しうるものと考えています。

実施体制については、日本原燃、日本原子力研究開発機構、使用済燃料再処理機構およびオラノ社と連携して研究を進めることを検討しており、詳細については決まり次第お知らせします。

我が国のエネルギー自給率向上、電力の安定供給確保、カーボンニュートラルの実現に不可欠である中長期的な原子力の活用に向け、私どもとしても、引き続き、原子燃料サイクルの確立に取り組んでまいります。

<別紙>使用済 MOX 燃料の再処理実証研究について

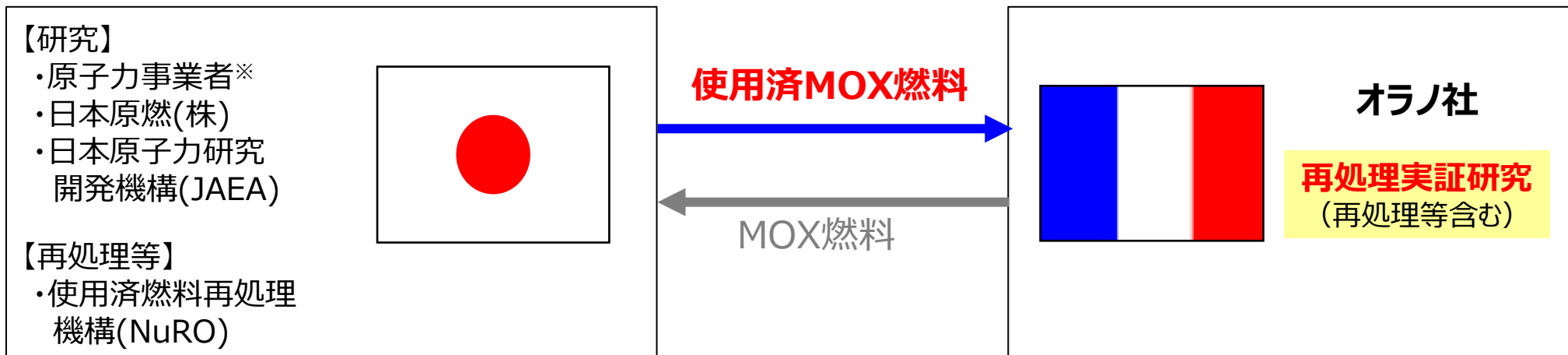
以上

# 使用済MOX燃料の再処理実証研究について

- 原子力発電を利用していくためには、原子燃料サイクルの方針に基づいて、使用済燃料を安全かつ確実に処理・処分することが極めて重要な課題である。使用済MOX燃料については、プルサーマルを実施している国内の原子力発電所において取り出しが行われており、使用済MOX燃料の再処理技術について、早期に確立することが必要である。
- 第6次エネルギー基本計画において、2030年代後半の技術確立を目途に研究開発に取り組むこととされており、加えて、4/28に決定された「今後の原子力政策の方向性と行動指針」において、官民連携による国際協力の推進等が示されている。
- 5/3には、西村経済産業大臣と仏国・パニエ＝リュナシェ＝エネルギー移行大臣との間で、使用済MOX燃料の再処理について技術協力が合意された。
- こうした状況を踏まえ、原子力事業者※は、国内原子力発電所の使用済MOX燃料を用いて、仏国にて、使用済MOX燃料に関する再処理実証研究の実施に向けた取り組みを進めることとし、今後、具体的な実施体制等は検討していく。

※電力9社(除く沖縄電力)と日本原子力発電、電源開発の電力11社

## <実施体制のイメージ（具体的な体制は検討中）>



## 電気事業連合会 役員人事

2023年5月19日  
電気事業連合会

本日の総合政策委員会において、電気事業連合会の役員人事について、以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

現	新
副会長 藤井 裕 (北海道電力社長) (電事連副会長退任〔6月16日付〕)	副会長 樋口 康二郎 (東北電力社長) (電事連副会長就任〔6月17日付〕)
専務理事・福島支援本部長 早田 敦 (九州電力常務執行役員) (電事連専務理事退任〔6月28日付〕) ※同日付で九州電力代表取締役副社長執行役員に 就任予定	専務理事・福島支援本部長 藤本 淳一 (九州電力取締役常務執行役員) (電事連専務理事就任〔6月28日付〕)

以上

(ご参考)

電気事業連合会の役員新体制 (2023年6月28日以降)

会長	池辺 和弘 (九州電力社長)
副会長	長井 啓介 (四国電力社長)
副会長	樋口 康二郎 (東北電力社長)
副会長・最終処分推進本部長・ コンプライアンス推進本部長	佐々木 敏春 (中部電力専務執行役員待遇)
専務理事・福島支援本部長	藤本 淳一 (九州電力常務執行役員)
理事・事務局長	佐々木 秀明 (東北電力執行役員待遇)
理事・事務局長代理	富岡 義博 (東京電力ホールディングス)
理事・事務局長代理	岡村 修 (関西電力)